

# 臨時議会

## 4月23日

### ◎専決処分

二月一日、マイクロバス事故。相手方の損害賠償額八万九千九百五十円。

### ◎一般会計補正（平成十九年八号）

歳入歳出総額 六十八億五千四百万円に、歳入、地方交付税、財産収入等の額確定による整理、減債基金取りくずし額二億を一億五千万円に減額。

歳出、各基金増額と予備費減額によるもの。

### ◎鬼の館事故の和解

平成十七年十二月二十五日、鬼の館で怪我された利用者すでに支払済額を除く一千三百十八万円を損害賠償額として和解する。

### ◎一般会計補正（平成二十年一号）

鬼の館事故和解による和解による歳入保険共済金、歳出、賠償金一千三百万円増、歳出、歳入五十九億二千三百万円に。

## 5月23日

### ◎専決処分

#### 町税条例一部改正

ふるさと納税導入に伴う寄附金五千円以上減免対応。株式譲渡所得への軽減税率見直し。来年十月から、公的年金から住民税の天引き徴収制度の導入。

住宅を省エネ改修した場合に固定資産税減額措置の創設。新築住宅に係る減額措置など。

### ◎損害賠償事件の和解裁決の一部変更

四月二十三日、鬼の館事故利用者との和解の議決したが、和解案中、既払金の取扱について相違が生じ、裁判所補足説明により、和解金一千四百万円に変更する。

### ◎一般会計補正（平成二十年二号）

鬼の館事故賠償金の増、八十二万円、補正後歳入歳出総額五十九億二千三百八十二万円に。